

地域団体への防犯カメラ整備等の費用補助制度について（概要版）

1. 目的

安全で安心なまちの実現に向けた防犯対策の効果向上を図るため、町会・自治会、商店街等による防犯カメラの整備への支援を行います。

2. 補助対象および交付額

※令和6年度より、整備費の補助率が変わりました。

	町会・自治会	商店街
整備費	都と区 11/12、地域団体 1/12	都と区 11/12、地域団体 1/12
維持管理費等	都と区 5/6、地域団体 1/6	都と区 2/3、地域団体 1/3

- 整備費…防犯カメラの購入、機器設置工事にかかる費用など
防犯カメラ1台あたりの補助対象経費は60万円です。
- 維持管理費等…防犯カメラ電気料、共架料、保守点検費、修繕費など
(補助対象経費限度額)
電気代：年間1台あたり4,000円
共架料：年間1台あたり3,000円
保守点検費：防犯カメラ1台あたり1万円
修繕費：防犯カメラ1台あたり20万円
移設費：防犯カメラ1台あたり20万円

3. 補助金の交付を受けることができる団体

補助金の交付を受けるには、下記の条件等を満たす必要があります。

- (1) 防犯に関する地域見守り活動（防犯パトロールなど）を月1回以上継続して行うこと。
- (2) 防犯カメラ設置後、最低5年間は防犯カメラを維持・運用をすること。
- (3) 世田谷区防犯カメラの設置及び運用に関する条例等に基づき、管理・運用等について規定すること。（※案は区で用意します。）

※ 当該防犯カメラの整備に対する補助は、個人宅や個別の事業者を対象としてはおりません。
また、他の補助制度との併用はできませんのでご注意ください。